

青森県知的障害児者生活サポート協会会員交流事業等助成制度 実施要領

1 助成目的

青森県知的障害児者生活サポート協会（以下、「本会」という。）は、本会会員の相互交流や新規加入の促進を目的として開催される事業に対し、その事業にて株式会社ジェイアイシーが取扱う生活サポート総合補償制度の説明会（以下、「説明会」という。）実施を条件として、青森県知的障害児者生活サポート協会会員交流事業等助成金（以下、「助成金」という。）を支給する。

2 助成対象

助成金の支給対象は、下記のいずれかが主催する事業とする。なお、他の補助金、助成金を受けている事業は本制度の対象外とする。

- （１）本会の各構成団体、支部（施設、保護者会、支援学校等）、会員複数のグループ（以下、「各構成団体等」という。）
- （２）本会の各構成団体等から推薦を受けた団体、グループ、サークル等（以下、「推薦団体等」という。）

3 助成内容

助成対象事業の内容及び助成金額は下表のとおりとする。

助成対象事業	助成基準額	助成限度額	各種条件	
			本会との共催	生活サポート制度説明会
①本会の会員が行うグループ単位（5名以上で概ね10名程度）のイベント、交流会、お茶会等	1名につき 1,000円	1グループ 10,000円まで	不要	実施要
②本会の構成団体又は県内施設、育成会等が行う会員30名以上のイベント、交流会等	1団体 30,000円		不要	
③本会の構成団体が主催する研修会等	1事業 30,000円		必要	

4 助成手順

助成事業の実施手順は以下のとおりとする。

- （１）各構成団体等及び推薦団体等は、上記の助成対象事業を企画し、本会事務局担当者に申請書（様式1）をメールで送信する。
- （２）本会事務局は上記（１）の申請を受け、株式会社ジェイアイシー青森支店（以下、「ジェイアイシー」という。）の担当者、及び各構成団体等・推薦団体等間で開催日程を調整する。
- （３）ジェイアイシー担当者は開催される助成対象事業にて生活サポート総合補償制度の説明会を実施する。
- （４）ジェイアイシー担当者は助成対象事業終了後、実施報告書（様式2）に署名し、説明会の実施を証明する。

- (5) 各構成団体等及び推薦団体等は実施報告書（様式 2）及び助成金請求書（様式 3）に必要な事項を記入し、助成対象事業の当日資料等を添付のうえ、本会事務局宛てに郵送で提出する。
- (6) 本会で各構成団体等及び推薦団体等の申請内容を承認し、承認通知（様式 4）を送付のうえ助成金を指定の口座へ送金する。

5 その他

- (1) 各年度の助成金総額は本会の当該年度予算で決定する。
- (2) 助成の申請受付期間は毎年度 2 月末までとするが、予算を超える申請があった場合は年度途中で受付を締切る他、必要に応じて助成金を減額して支給する。
- (3) 助成回数は各構成団体等及び推薦団体等につき年度内 1 回までとする。